

岐阜県公報

第二千七百十四号
平成二十八年一月十五日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	二二三
解除予定保安林とする旨の通知	(同)	二二四
道路の区域変更	(道路維持課)	二二四
道路の供用開始	(同)	二二四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	二二五
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正	(同)	二二五
内水面漁場管理委員会告示		
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(内水面漁場管理委員会)	二二五
第五種共同漁業権の免許に係る平成二十八年年度魚種別増殖方法及び指示数量	(同)	二二六
指定管理者の指定	(自然環境保全課)	二二九
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	二二九
指定管理者の指定	(畜産課)	二三〇
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地整備課)	三三一
あつせん員候補者の氏名、職業等	(労働委員会)	三三一

告示

岐阜県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字加須良字沖四六二の二、字入谷六一一の二、六一一の三、字出羽尻六一二、六一三の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

() 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

大野郡白川村大字加須良字瀬戸平二二九の二、二二〇の二、二二三の二、二二三の二、二二三の四、二四〇の二、二四二の二、二四六の二、二五〇の四から二五〇の七まで、字シシバ三二五一の二、二五二の二、二五三の二、二五五の二、二五五の二、二五六の二から二五六の三まで、二五八の二、二五八の三、二六五の二、二六五の三、二六九の二、二七〇の二、二七二の二、二七三の二、二七三の三、二七三の四から二七三の八まで、三〇〇の一〇、字焼谷五六二の三から五六二の六まで、五六九の二、五六九の四、五七〇、五七二の二から五七二の四まで、五七二の二、五七二の三、五七六の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

発電設備用地とするため

岐阜県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	---	---	--------	-------------	----------	----

一般国道 三百六十号

飛騨市宮川町巢之内字さがり三二六番一地先地内	
前	後
一九九 五・八	一八九 四・三
二五〇	二五〇

岐阜県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	白下川呂線		下呂市門和佐字萱場一七八番一地先から同市同字大野三二〇番一地先まで	前 A 三六 二四・九	後 A 三六 二四・九	後 B 三三 一	A 及び B 係の表示に於ける区分を

岐阜県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道 号三百六十	飛驒市宮川町巢之内字さがり 三一六番一地区地内		一四三	平成 二六・一・二五	平成 三三・五・二六 平成 二六・一・二五

岐阜県告示第二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項
の規定により告示する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
横吹 2	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 恵那市上矢作町漆原字横吹 三三番一 一号 五七番一 二号 五七番三 三号 四六番一 四号 四八番一 五号

四四番一六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十八年岐阜県告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

表沼の項を次のように改める。

沼	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林を除く（次の図に示すとおりとする。） 下呂市萩原町中呂
字沼	一二三番地先道路敷 一号
字タヤノ平	一五二番 二号
	一五三番 三号
	一五八番 四号
	一五三番一 五号
	三四番一 六号
	三三四番 七号
	一五二〇番三 八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項

の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示した
ので告示する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県内水面漁場管理委員会
会長 酒 向 貞 夫

一 指示の内容

(一) 持出しの禁止

公共水面において、コイ(マコイ及びニシキコイ)がコイヘルペスウイルス病にかかっているかその疑いがある場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、当該公共水面の水系からコイを持ち出してはならない。

なお、当該公共水面の範囲は、三で示すとおりとする。ただし、同一水系であっても急流、滝、堰等の障壁によってコイの交流がない上流水域は、この限りでない。
(二) 放流等の制限

PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで

三 コイの持出しを禁止する公共水面の範囲

- (一) 揖斐川水系及びこれに接続する水路・ため池(ただし、徳山ダム及び一ノ瀬ダムから上流の水域を除く。)
- (二) 長良川水系及びこれに接続する水路・ため池(ただし、阿多木ダムから上流の水域を除く。)
- (三) 木曾川水系及びこれに接続する水路・ため池(ただし、佐見川、岩屋ダムから上流の馬瀬川、東上田ダムから上流の飛驒川及びこれらの支流を除く。)
- (四) 神通川水系宮川及びこれに接続する水路・ため池(ただし、下小鳥ダムから上流の小鳥川及びその支流を除く。)
- (五) 庄川水系及びこれに接続する水路・ため池(ただし、鳩谷ダムから上流の庄川及びその支流を除く。)
- (六) 石徹白川及びこれに接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三百三十条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る平成二十八年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

平成二十八年一月十五日

岐阜県内水面漁場管理委員会
会長 酒 向 貞 夫

平成28年魚種別増殖方法及び指示数量

漁業種番号	魚種	増殖方法																
		種	苗	放	流	(kg)	人工	産卵場造成(箇所)										
内第3号	海津市	あゆ	あまご、 やまめ	銀毛型 あまご	にじます	いわな	ふ	な	うなぎ	なます	もくず かに(尾)	あゆ卵	わかさ ぎ卵	うぐい、 おいかわ	もろこ	あじめ どじょう	かじか	よしの ぼり
							340		60	30					3			

内第21号 共号	板取川上流	2,038	118		10		45						5		13			
内第22号 共号	美山	30	11				5						1		1			
内第23号 共号	可児				115	200	40			120			3	2				
内第24号 共号	日本ライオン、木曾川中流						20											
内第25号 共号	木曾川中流	330	44		5		50						3					
内第26号 共号	恵那	5,329	376		45	30	135						11	3	10	6		
内第27号 共号	飛騨川	9,320	460		15		170						7		7			10
内第28号 共号	益田川、飛騨川、馬瀬川下流	110											2					
内第29号 共号	益田川	7,000	560		5	120							6		17	10	10	
内第30号 共号	益田川上流	1,604	605			77	20						5		10	10		
内第31号 共号	馬瀬川下流	2,750	231			5	81			120			5		5	5		
内第32号 共号	馬瀬川上流	4,940	351		5	5	10						5		7	5		
内第33号 共号	和良川	1,000	80			10	20						3		7	7		
内第34号 共号	土岐川	250	10		5		25			120			5					
内第35号 共号	岐阜県矢作川	520	50				15						2					
内第36号 共号	岐阜県矢作川	1,040	120				25						3					
内第37号 共号	宮川下流	4,680	440		360	520	130						5		1	1		3

内第38号 共号	宮川	4,230	430		360	90	5	65						2	5	1	
内第39号 共号	高原川	5,550	1,060		40	80		40						3	5	1	5
内第40号 共号	高原川					8											
内第41号 共号	宮川	160	75		60	40	5	10						1	1	1	
内第42号 共号	丹生川	178	35		8	21								1			
内第43号 共号	丹生川	36	110		8	134								1			
内第44号 共号	宮川下流					24											
内第45号 共号	宮川下流					10											
内第46号 共号	庄川	1,720	609		360	400	10	30						3	3	3	
内第47号 共号	石徹白	60	60		5	102									1	2	
合 計		94,528	9,308	1,715	1,436	1,716	6,197	2,174	505	13,940	4,000	360	144	16	122	68	56

公 示

指定管理者の指定

岐阜県東海自然歩道関ヶ原ヒジターセンターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原八九四番地の五八

関ヶ原町

代表者 西脇 康世

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年一月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー三輪店

岐阜市春近古市場南五七番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美

(変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代 正美

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) パロー岐阜三輪店

(変更後) パロー三輪店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 恵那市大井町一八〇番地の

一 外二者

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 多治見市大針町六六一番地の

の 一 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年一月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・業金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー三輪店

岐阜市春近古市場南五七番 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 五箇所

(変更後) 四箇所

指定管理者の指定

岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十四号)第十二条の規定により公示する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市数田南五丁目一四番一―二号

一般社団法人岐阜県農畜産公社

代表者 平工 孝義

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中津川西部地区	中津川市役所	平成二八・二一・一五
		同 二八・二一・一五

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成二十八年一月十五日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
秋保賢一	弁護士 岐阜県労働委員会委員	平成二七・一一・二四
平野博史	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
浅井直美	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
三井 栄	岐阜大学地域科学部教授 岐阜県労働委員会委員	同
大野正博	朝日大学法学部教授 岐阜県労働委員会委員	同
舟口憲雄	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長 岐阜県労働委員会委員	同
高田勝之	JAM東海執行委員長 岐阜県労働委員会委員	同
栗本理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員	同
濱口 豊	UAゼンセン岐阜県支部長 岐阜県労働委員会委員	同
北島 あづさ	岐阜一般労働組合副執行委員長 岐阜県労働委員会委員	同
安藤正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員	同
柳原幸一	株式会社鶴飼代表取締役会長 岐阜県労働委員会委員	同
吉村美保子	株式会社恵那金属製作所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同
高本芳朗	株式会社旭エージェンシー取締役相談役 岐阜県労働委員会委員	同
橋本康代	株式会社和興代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同
伊藤誠紀	岐阜県労働委員会事務局局長	平成二六・四・八
羽田能崇	岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	同

平成二十八年一月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社